

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、迅速かつ透明性の高い意思決定と実効性のある業務執行の監督により、企業理念である「確かなものづくりを通じた豊かな社会の実現への貢献」を果たし、もって、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることが、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方であると捉えて、その実践に努めています。

なお、コーポレートガバナンス・コードの各原則に関する基本方針は、以下のとおりです。

(1) 株主の権利・平等性の確保(基本原則1)

当社は、少数株主や外国人株主を含む全ての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、速やかな情報開示と環境整備を行っています。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働(基本原則2)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しています。

また、ステークホルダーとの協働を実践するため、代表取締役をはじめとする経営陣が先頭に立って、ステークホルダーの権利・立場や企業倫理を尊重する企業風土の醸成に努めています。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保(基本原則3)

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが不可欠と認識しています。その認識のもと法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報(非財務情報も含む)については、当社ホームページ、事業報告等の様々な手段により積極的に開示を行っています。

(4) 取締役会の責務(基本原則4)

取締役会は企業戦略等の大きな方向性を示しています。

経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制を分離し、本部制および管掌役員制による迅速かつ果敢な意思決定により経営の効率化と企業価値の向上を進め、収益力・資本効率の改善を図っています。3名の独立社外取締役は、豊富なキャリアと深い専門性を有しており、会社経営等において独立した観点から建設的で有効な判断を提供しています。また、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する5名の監査役(内3名は社外監査役)による実効性の高い監査体制を構築し、公正な企業活動を促進しています。

(5) 株主との対話(基本原則5)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主を含む投資家と積極的な対話を行い、その意見や要望を経営に反映させ、当社を成長させていくことが重要と認識しています。

そのため、株主総会でも丁寧な対話に努めているほか、IR担当取締役を中心とするIR体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、株主や投資家との対話の場を設けるなど、株主や投資家からの質問・取材にも積極的に応じています。

また、投資家等に対する経営トップが出席する決算説明会を半期に1回行っています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は取締役9名(うち社外取締役3名)、監査役5名(うち社外監査役3名)で構成されています。当社の取締役および監査役は、いずれも優れた見識と豊富な経験を有しているものの、ジェンダーや国際性の面を含む多様性を確保する観点から、その構成について見直すことを検討します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、上場株式を新規に政策保有する場合、もしくは既に政策保有している場合については、取締役会において、保有目的の適否、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合うか等を含め、事業戦略、取引関係などを総合的に勘案し、中長期的な観点から当社グループの企業価値への影響等を確認した上で保有の適否について定期的あるいは随時の判断を行っています。継続保有に適さないとの判断に至った場合は、取締役会決議を経て、速やかに売却等、処分を進めることとしています。

当社は、中長期的な視点で投資先企業の企業価値向上につながるか、または当社の株式保有の意義が損なわれないかを判断基準として議決権の行使を行っています。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、当社役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社および株主共同の利益等を害することがないよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会等にて承認、確認等を行っています。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付企業年金制度に関して、経理・財務・人事等の専門的知見を有する者および受給者側の代表者等から構成される資産運用委員会を設置しています。同委員会は、次の事項について検討を行い、年金運用責任者を補佐しています。

(ア)年金運用基本方針、基本運用資産構成の策定および見直し

(イ)運用受託機関の評価および見直し

また、確定給付企業年金の事務局には、経理・財務・人事等の専門的知見を有する者を配置しています。

さらに、当社は、運用機関から運用状況について四半期ごとに報告を受け、資産運用委員会が定める年金運用基本方針に沿った運用がなされているかどうかをモニタリングしています。

【原則3-1. 情報開示の充実】

() 当社の経営理念や経営戦略については、当社ホームページ、決算説明会資料等にて開示しています。

<https://www.nippo-c.co.jp>: トップページ

https://www.nippo-c.co.jp/ir/ir_tansin.html: 決算短信

https://www.nippo-c.co.jp/ir/ir_yuuka.html: 有価証券報告書

() コーポレート・ガバナンスの基本方針はコーポレート・ガバナンスに関する報告書に開示しています。

() 取締役の報酬は、役位に応じた固定報酬と業績連動の役員賞与で構成し、株主総会で決議された報酬限度額の枠内で支給額を定め、取締役会で決定しています。業績連動の役員賞与は、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的に業績、貢献度等により報酬額を定めており、報酬水準や報酬形態およびその割合は定期的に見直しています。なお、任意の委員会として設置している報酬諮問委員会は、独立社外取締役3名ならびに代表取締役会長および代表取締役社長で構成されており、同委員会における審議の内容が取締役会に答申され、これを取締役会での議論に活かすことにより、取締役および執行役員報酬の決定に関する透明性・客観性を確保しています。

() 取締役・監査役候補者の指名を行うに際しては、取締役、監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とし、取締役会での議論を経て、取締役会で決定しています。また、監査役については、監査役会の同意を得て指名しています。なお、任意の委員会として設置している指名諮問委員会は、独立社外取締役3名ならびに代表取締役会長および代表取締役社長で構成されており、同委員会における審議の内容が取締役会に答申され、これを取締役会での議論に活かすことにより、取締役・監査役候補者の指名に関する透明性・客観性を確保しています。

() 各取締役、監査役候補者の個々の選任・指名についての説明を、株主総会招集通知に記載して説明しています。

【補充原則4-11-1】

取締役会は、定款で定める取締役12名以内、監査役は5名の員数の範囲内で、各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスに配慮しつつ、適切と思われる人員で構成することを基本的な考え方としています。

取締役および監査役の選任と候補者の指名を行うに際しては、取締役、監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とし、在任の妥当性および資格、役位について、取締役会で決定しています。また、監査役については、監査役会の同意を得て指名しています。

独立社外取締役は、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の資格に照らし、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないと判断される基準に基づき選任を行っています。

【補充原則4-1-1】

取締役会で意思決定すべき事項については、経営戦略や経営計画等、重要性の度合いに応じて詳細かつ具体的な付議・報告基準を定めています。取締役会の決議事項以外の重要案件については、常務会における社長決裁に委任しています。また、業務執行責任者および社内部門長の職務権限、職務分掌等についても、社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しが行われる仕組みを構築しています。

【原則4-9・独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、独立性において独自の基準を定めていませんが、東京証券取引所独立役員の独立性に関する判断基準に準拠しています。

【補充原則4-11-2】

社外取締役および社外監査役をはじめ、取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役および監査役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めています。なお、その兼任の状況は、事業報告および有価証券報告書等に開示しています。

【補充原則4-11-3】

当社は、取締役会に参加する取締役10名(うち社外2名)、監査役5名(うち社外3名)を対象に、2020年1月21日から2月3日の間に、独立した第三者機関を活用して、取締役会の実効性を評価するためのアンケート調査を実施しました。

アンケート調査については、取締役会の構成、運営、取締役・監査役に対する支援体制、株主(投資家)との対話等の質問に対し、対象者全員が匿名性を確保された状態で回答し、当該第三者機関が集計と分析を担当することにより、客観性の確保を図りました。

評価結果については、2020年3月の取締役会で報告され、概ね取締役会の実効性が確保されていることを確認しておりますが、役員トレーニングおよび取締役会での議論の活性化に関しては、改善の余地があるとの認識を共有いたしましたので、今後も必要に応じて検討を実施し、さらなる実効性向上を図ってまいります。

【補充原則4-14-2】

取締役・監査役就任者向けに、必要な知識習得と役割と責任の理解の機会として、特にコンプライアンス遵守を重視した社外研修を案内しています。

また、社外取締役・社外監査役に当社グループの経営理念、経営方針、事業活動および組織等に関する理解を深めることを目的に、随時、これらに関する情報提供を行っています。また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役が、その役割および責務を果たすために必要とする事業・財務・組織等に関する知識を取得するために必要な機会の提供、斡旋、費用の支援を行っています。

【原則5-1・株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、IR担当取締役を選任するとともに、企画部をIR担当部署としています。

株主や投資家に対しては、経営トップが出席する決算説明会を半期に1回開催するとともに、逐次、株主を含む投資家からの取材に積極的に対応しており、それらの結果は、随時、取締役会に報告しています。

() () IR担当取締役が企画部、経理部、総務部、法務部等のIR活動に関連する部署を統轄し、日常的な部署間の連携を図っています。

() 企画部にて、スモールミーティング等のIR取材を積極的に受け付けるとともに、決算説明会を半期に1回開催し、社長、IR担当取締役が説明を行っています。

() 対話において把握された株主の意見等については、IR担当取締役が必要に応じ、取締役会や常務会などの重要な会議へフィードバックしています。

() 投資家との対話の際は、決算説明会やスモールミーティングを問わず、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わるテーマを対話の軸としつつ、情報管理に関する規程に基づきインサイダー情報の漏洩防止を徹底しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ENEOSホールディングス株式会社	67,890,336	57.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,791,300	5.70
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	4,937,600	4.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,024,300	3.38

ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ユーエス タックス エグゼンプテド ペン ション ファンズ	2,537,200	2.13
ノーザン トラスト カンパニー(エイブイエフシー)アカウント ノン トリーティー	1,689,500	1.49
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	1,579,828	1.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,285,800	1.08
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS TOBACCO FREE INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	1,077,300	0.90
ザ バンク オブ ニューヨーク トリーティー ジヤステック アカウト	1,067,700	0.90

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無 更新	ENEOSホールディングス株式会社 (上場:東京、名古屋) (コード) 5020

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、札幌 既存市場
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社の支配株主は、親会社であるENEOSホールディングス株式会社であります。
親会社から当社の自由な事業活動を阻害される状況にはないと考えております。
当社は上場企業として独立した経営管理体制を維持しており、親会社の企業グループに含まれる他社との取引を行う場合も、当社独自の合理的判断に基づいて取引条件等を定め、少数株主の保護に努めています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
木村 孟	その他													
上田 宗央	他の会社の出身者													
柏原 孝	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村 孟		同氏は、1998年4月から2009年3月まで独立行政法人大学評価・学位授与機構(現 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構)の機構長を務めておりました。当社は同機構に対して2001年より2019年まで学術研究助成を目的とした寄附を行っておりますが、その額は僅少(当期純利益の0.1%未満)であります。	同氏は、土木工学、土質工学を専門とし、東京工業大学において長く教育・研究に携わり、また、同大学の学長を務めるなど、高度の専門知識と大学経営における豊富な経験を有しておりますことから、当社経営に対して、指導・助言を行い、客観的かつ公正な立場で経営の監督を行うための相当程度の知見を有している適任者と判断しています。

苫米地 邦男	税理士																			
--------	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 泰磨			財務および会計等に関する豊富な識見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行することができる適任者と判断しています。
石田 祐幸			経済企画庁、国土庁の要職を歴任し、また参議院総務委員会および財政金融委員会の調査室長を務めており、豊富な専門的知識と経営についての高い見識を有しているため、非常勤ではありますが、他の監査役との協議により当社業務の状況を十分に把握し、客観的な見地から適切な監査および提言を行う能力を持つ適任者と判断しています。
苫米地 邦男		同氏が兼職しているほかの法人と当社との間には、取引関係がございますが、一般的な取引条件に基づく取引であり、当期における取引額は僅少(当期純利益の0.1%未満)であります。	東京国税局調査第二部長を経験し、豊富な経験と税務全般の専門知識を活かし、監査役として客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査するための資質を有している適任者と判断しています。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	5名
--	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役および監査役の報酬については、その任期ごとに対応させるとともに、業績との連動を高めた報酬体系に見直すこととしております。また、ストックオプション制度については、その内容等につき慎重に検討することとしております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2019年度において、取締役および監査役に支払った報酬は以下のとおりです。

定款または株主総会決議に基づく報酬;取締役(社外取締役を除く。)8名 358百万円、
監査役(社外監査役を除く。)2名 48百万円、
社外役員(社外取締役) 2名 19百万円、
社外役員(社外監査役) 3名 37百万円

注)上記報酬には2019年6月24日開催の第118回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役の報酬が含まれています。

注)上記報酬には2020年6月23日に支給した当該事業年度に係る役員賞与が含まれています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会および常務会の付議事項については、開催にあたり、社外取締役および社外監査役に対して、それぞれの事務局から事前説明等を行うこととしております。

内部監査担当部門は、社外監査役を含めた全ての監査役と関係を密にして、監査役の業務をサポートしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 **更新**

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
高橋章次	顧問	経営陣の要請に応じた助言、顧客との関係維持	非常勤	2020/6/23	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1) 取締役会

取締役会は、毎月1回または必要に応じて開催し、法令、定款および取締役会規則の定めに基づき、業務執行を監視・監督し、経営上重要な意思決定を行っています。

(2) 常務会

常務会は、原則として毎週1回開催し、取締役会の決定した経営方針に基づいて、重要な個別経営課題を実務的な観点から審議しています。

(3) 監査役会

監査役会は、毎月1回または必要に応じて開催し、取締役会と協働して会社の監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業および企業集団が様々なステークホルダーの利害に配慮するとともに、これらステークホルダーとの協働に務め、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを基本方針としています。

(4) 監査役監査

監査役監査は、法令、定款および監査役会規則の定めならびに監査役監査基準に従って、内部統制システムの浸透・充実および子会社の経営状況等を監査しています。

(5) 内部監査

内部監査担当部門が、所管業務分掌に則り、実施しています。

(6) 会計監査

会計監査については、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、指定有限責任社員・業務執行社員である公認会計士持永勇一、小宮山高路の2氏が業務を執行しているほか、公認会計士等が業務の補助を行っています。

当社は金融商品取引法および会社法上の監査を受けているほか、会計処理等に関する諸問題について随時確認協議を行い、財務諸表の適正性の確保に努めています。

(7) NIPPO・CSR委員会

コーポレート・ガバナンス体制および内部統制システムの整備、運用状況につきましては、NIPPO・CSR委員会および実践機関であります各委員会が、それぞれ所管する遵法、安全、品質、環境、人権、情報管理、社会貢献の事項に関して、適宜チェック機能を発揮しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

取締役には当社の経営に適任と考えられる者が選任されており、取締役会の構成、運用について、その権限、機能を十分に果たしております。社外取締役3名は、高度な専門知識と豊富な経験を有し、当社経営に対して独立した立場から適確に助言と監督を行い、高い見識を有した3名の社外監査役を含む5名の監査役会と連携することにより、独立性が高く、公平・公正な監督機能を充分発揮できると考えています。したがって、現状のコーポレート・ガバナンス体制は、株主・投資者からの信認を確保していると考えます。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より早期発送を目標にしております。
集中日を回避した株主総会の設定	総会日程は集中日と無関係に設定しています。
電磁的方法による議決権の行使	2018年6月22日開催の定時株主総会から、「電磁的方法による議決権の行使」を採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知の英訳版を作成し、当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会;年2回 説明内容;第2四半期決算および本決算発表後、決算内容を中心とした説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR情報に関するURL; https://www.nippo-c.co.jp 掲載資料;決算短信、株主通信、CSRレポート、適時開示情報等	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署;企画部 担当役員;取締役 専務執行役員 橋本祐司	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社長を委員長とするNIPPO・CSR委員会を設置し、以下のとおり規定しております。 (1) 当委員会は、企業倫理の確立と事業活動の一層の適正化を推進し、当社および当社グループ企業が社会的責任を果たすことを目的として活動する。 (2) 当委員会は、当社および当社グループ企業が、全てのステークホルダーから信頼を得られるよう、CSRに基づく適正な事業活動を行うことを基本姿勢とする。 (3) 当委員会の主な業務は、CSRに関する基本活動方針の策定および活動の総括を行う。
環境保全活動、CSR活動等の実施	(1) ステークホルダーに当社の環境および社会とのかかわりについてより理解を深めて頂くために、2004年度より環境報告書の作成、配布を、2007年度よりCSRレポートに改めて、作成、配布を行っております。 (2) 循環型リサイクルへの取り組み、CO2排出量の削減、環境・安全に配慮した技術の開発や製品の採用等積極的な展開をしております。 (3) NIPPO・CSR委員会の実践機関として、CSR推進委員会(CSR全般の推進、人権、情報管理および社会貢献を担当)、コンプライアンス委員会、安全衛生委員会、環境・品質保証委員会、およびグループ会社のCSRを担当するグループ会社CSR委員会の計5委員会が、有機的に連携しつつ、専門的かつ効果的な活動を行っております。 (4) 地域社会とのコミュニケーションの機会を大切に、災害復旧支援から、教育・スポーツ振興まで様々な形で地域社会に貢献しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示に関する規程を制定して、ステークホルダーに対する情報提供の指針を定め、公平かつタイムリーな情報提供に努めております。 当社のホームページ(https://www.nippo-c.co.jp/)を参照下さい。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、次の企業理念と行動指針を定め、全ての役員および従業員は、この企業理念に基づいて日常の業務を遂行する。

< 企業理念 >	< 行動指針 >
わたしたちは	信頼を築く
確かなものづくりを通して	技を磨き、伝える
豊かな社会の実現に貢献します	夢をいただき、挑戦する

当社は、この企業理念、行動指針を制定し、ENEOSグループ理念およびENEOSグループ行動基準にしたがって、社会的責任を確実に果たすためNIPPO・CSR委員会を設置し、当社グループの持続的な企業価値の向上を目指す。併せて、CSR経営を確実に遂行するために、業務の適正を確保する体制の整備を進め、次に記載のとおり内部統制システムを構築する。

- (1) 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 取締役は、法令、定款、当社の企業理念および行動指針ならびにENEOSグループ理念およびENEOSグループ行動基準を遵守し、コンプライアンスに関する規程に基づき、職務を執行する。必要に応じ、コンプライアンス体制にかかる規程を整備する。
 - イ. コンプライアンス委員会は、当社のコンプライアンス活動について、NIPPO・CSR委員会を通じて社長へ定期的に報告し、社長はその諮問に基づき、常に法令遵守の徹底を推進する。
 - ウ. 内部通報制度の設置により、コンプライアンス上の問題点を発見した者が、速やかに通報や相談ができる体制を整える。
 - エ. 取締役会については、招集等の手続きならびに決議事項および報告事項の付議基準を定めた「取締役会規則」により、その適正な運営および審議の充実を図る。
 - オ. 監査役は、常に取締役会に出席し、取締役の職務執行を監査するほか、適宜、取締役および関係者から報告を受け、決裁書類等の検証を行う。
 - カ. 社外取締役および社外監査役が取締役会の審議に加わることにより、業務執行の決定における客観性の確保および妥当性の向上を図る。
 - キ. 財務報告の適法性と適正性を確保するための内部統制の仕組みを整える。
 - ク. 「インサイダー取引防止規程」を整備し、重要事実に関する情報の管理および株式等の売買その他取引について遵守すべき事項を定め、インサイダー取引の未然防止に万全を期する。
 - ケ. 反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針を定め、これに基づき業務実態に応じた社内体制、対応マニュアル等を整備する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ア. 取締役の職務の執行に係る情報は、文書取扱規程および規程類管理規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存する。
 - イ. 企業情報の適正な使用および個人情報、特定個人情報等を含む機密情報の適切な取扱いのために規程類を整備し、従業員に対して、その遵守を徹底する。
 - ウ. 取締役および監査役は、上記文書または電磁的媒体を常時閲覧できる。
 - エ. 取締役は、会社法等の法令および金融商品取引所の適時開示規則等に基づき、事業報告、計算書類および連結計算書類ならびに有価証券報告書等を適正に作成するとともに、会社情報の適時適切な開示を行い、IR活動に努める。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 損失の危険は、権限規程および関係諸規程の定めるところにより管理し、必要に応じてリスク管理に関する規程を整備する。
 - イ. 全社のリスク管理は、社長が統括する。
 - ウ. 資産整備については資産整備計画を審査し、特に、大型の設備投資については、投資価値を厳密に検証するとともに、予想されるリスクの識別・分析を適切に行い、投資規模に応じて取締役会・常務会の審議・決議等を経て実施する。
 - エ. 工事施工における確かなものづくりを推進するため、工事の施工および品質管理の徹底を図る。
 - オ. 「非常災害対策規程」を制定し、地震等の非常時災害に備え、従業員等の安全確保と地域および得意先に対する救援、復興活動による社会的責任を果たす。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 執行役員制度を執ることにより、取締役は経営の迅速化、監督機能の強化など経営機能に専念し、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にし、事業の推進と改善を迅速に進める。
また、本社機構に本部制および管掌役員制を執ることにより、多様化する経営課題に対して迅速かつ機動的な意思決定を図る。
 - イ. 執行役員等で構成される常務会を設置し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議する。取締役会に付議される案件は、原則として常務会にて稟議決裁される。
 - ウ. 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- (5) 当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 企業理念および行動指針の制定、ENEOSグループ理念およびENEOSグループ行動基準の適用により、企業活動の根本理念を明確するとともに企業行動のガイドラインとし、社長が繰り返しその精神を従業員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の最優先とすることを徹底する。
 - イ. コンプライアンス委員会は、定期的に遵法状況点検を実施し、日常的な職務が法令および定款に適合していることを確認する。
 - ウ. 内部通報制度の設置およびその周知徹底により、コンプライアンス上の問題点を発見した者が、速やかに通報や相談ができる体制を整える。
 - エ. 従業員に対しては、さまざまな機会を利用してコンプライアンスの徹底に関する教育を行い、コンプライアンスに基づく適正な業務運営を目的とした研修を実施する。特に、独占禁止法違反および廃棄物処理法違反の再発防止に重点を置いて、継続的教育を実施する。併せて、実効性あるモニタリングを行って、遵守状況の確認に努めるとともに、必要に応じ、法令等の遵守体制の見直しを行う。
 - オ. 内部統制の充実を図るため、内部監査を通じて業務の執行を監査し、監査結果を社長ならびに監査役に報告する。
 - カ. 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の規程類を整備し、適正な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を整える。
 - キ. 必要に応じて外部専門家の協力を得て、不正行為の発生防止に向けた体制を整備する。
 - ク. 「インサイダー取引防止規程」を整備し、重要事実に関する情報の管理および株式等の売買その他取引について遵守すべき事項を定め、インサイダー取引の未然防止に万全を期する。
- (6) 当社の企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 親会社および当社のグループCSR組織の活動を通じて、企業集団におけるコンプライアンスをはじめとするCSR体制の確保を図る。
- イ. 社長をはじめとする当社の取締役および各子会社の社長は、当社が必要に応じて開催するトップミーティングにより、基本方針の伝達・確認と情報の共有化を図る。またグループ会社の経営計画の進捗状況および重要課題等について意見交換を行い、グループとして企業価値の最大化を目指す。
- ウ. 子会社の管理および運営に関する規程を整備し、同規程に従って、子会社の重要な業務執行案件は当社取締役会に適切に報告され、決議される体制を整える。
- エ. 子会社に対しては、必要に応じて当社の役職員を非常勤取締役または非常勤監査役として派遣し、子会社の機関を通じて業務の適正の確保に当たるほか、当社の監査役および会計監査人が必要に応じて監査を実施する。
- オ. 子会社業務を指導・管理する当社の部署は、子会社から報告を受けて、子会社の職務執行状況を監督する。
- カ. 必要に応じて、子会社ごとに内部統制責任者を選任し、当社の所管部と連携の上、事業の総括的な管理を行う。
- キ. 当社における内部通報制度の企業集団内における整備を進める。
- ク. 子会社に対しては、必要に応じてその役員等を対象とした集合研修を実施するとともに、子会社における関係諸規程類の整備を指導・助言することによって、法令等違反行為の発生防止体制をはじめとする業務の適正を確保する体制づくりを進める。

(7) 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 監査役は、兼任・専任または長期・短期等必要に応じ、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めることができる。
- イ. 監査役を補助すべき使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分について、監査役会は事前に意見を述べることができ、その意見は尊重されるものとする。
- ウ. 常務会決議事項、その他の経営上重要な事項および子会社の経営上重要な事項は、監査役に報告すべき事項とし、重大な法令違反または不正行為の事実、もしくは会社に重大な損失を与える事実の発生あるいはそのおそれがある場合も、速やかに監査役に報告する。
- エ. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。その際、当社における内部通報制度の取扱いに準じた規程を、子会社を含めて整備する。
- オ. 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用を負担する。
- カ. その他、当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役と社長の意見交換会を定期的に開催するほか、必要に応じて、会社の費用負担により、監査役が公認会計士、弁護士等の外部専門家に相談することができる機会を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

健全な業務運営を維持するために、次のとおり企業行動規範等を整備して、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

(反社会的勢力の排除について)

遵守事項

暴力団をはじめとする反社会的勢力と一切の関係を絶つための企業行動について、遵守事項を定める。

ア. 暴力団追放三不の徹底

- ・暴力団を恐れない。
- ・暴力団に金を出さない。
- ・暴力団を利用しない。

イ. 不当要求への組織対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、従業員の安全確保を含め、組織全体として対応する。

ウ. 不当要求に対する拒絶

反社会的勢力による、下請参入強要、債務免除要求、貸付要求、利得示談介入行為等、一切の不当要求には、断固として応じない。

エ. 反社会的勢力との取引禁止

反社会的勢力およびその関連団体とは、取引関係を含めて、一切の関係を禁止する。

万一、知らずに取引関係となった場合には、速やかにその取引を終了する。

オ. 外部機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関との間に、緊密な連携関係を築く。

カ. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。

キ. 不当要求防止責任者の選任・届出

不当な要求による被害を防止するために必要な業務を統括管理する責任者を本社、支店、統括事業所毎に選任し、公安委員会に届出する。必要に応じて各事業所でも選任し、届出する。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力からの不当要求に対応するため、不当要求防止責任者を選任し、同時に社内体制、対応マニュアル等を整備する。

(3) 反社会的勢力との関係遮断のための推進事項

ア. 事業に係る契約の相手方が反社会的勢力でないことの確認に努め、もし相手方が反社会的勢力と判明した場合は、催告なく契約解除できるよう、契約を整備する。

イ. 不動産の取引を行う場合は、その不動産が暴力団事務所として利用されないことがないよう、契約を整備する。

その他

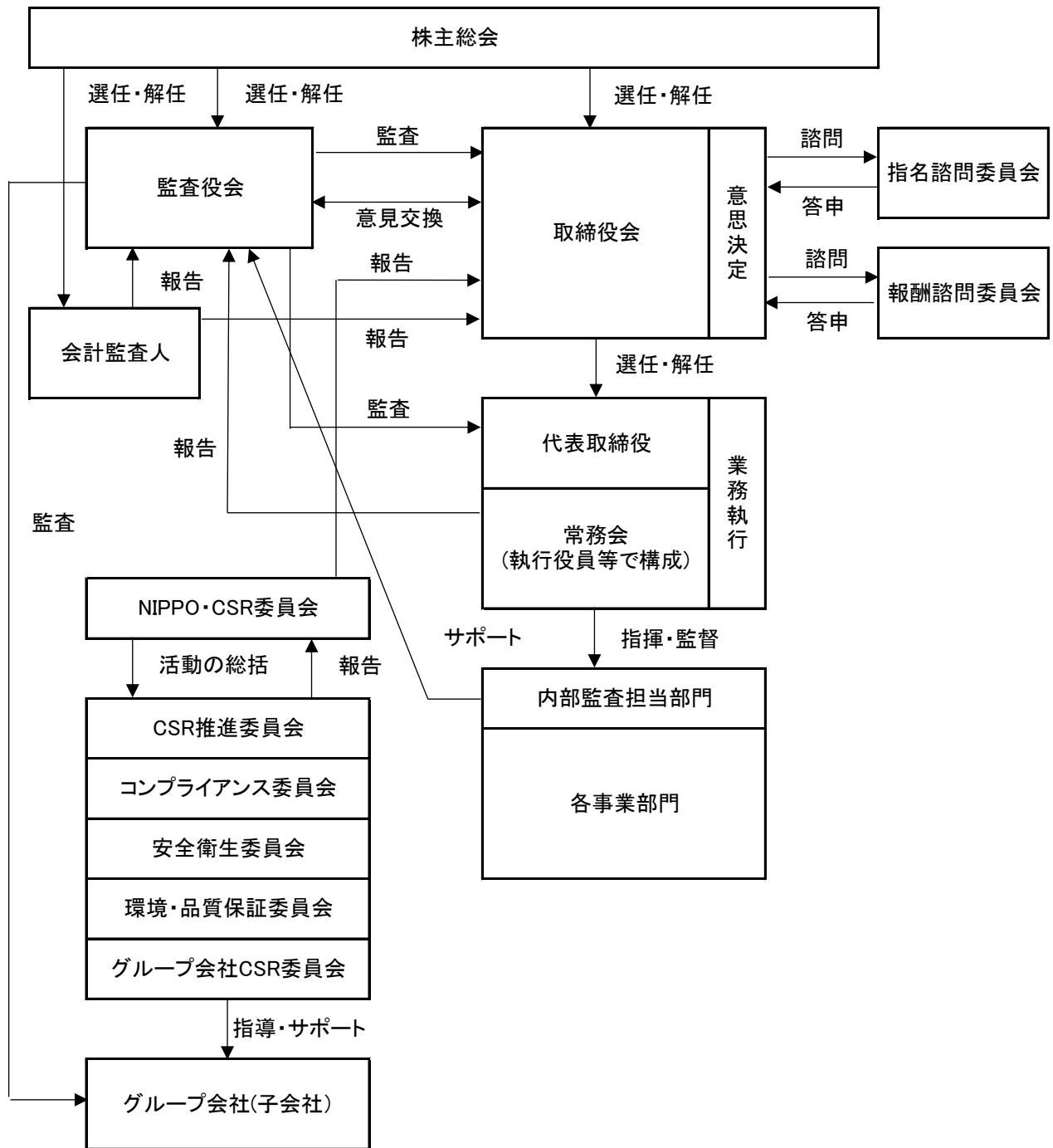
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



適時開示体制の概要（模式図）

